

砂 川 市 条 例 第 1 9 号
令和 8 年 9 月 8 日

砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

砂川市病院事業の設置等に関する条例（昭和50年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「放射線治療科」を「腫瘍放射線科」に改め、「心療内科」を削る。

附 則

この条例は、令和8年11月1日から施行する。